

監査報告書

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター一定款第42条の規定に基づき、理事長から監事に付された平成30年度の事業報告及び決算について監査を行なったので、その結果を次のとおり報告する。

1. 監査の日時

平成31年4月16日（火）午後1時30分から 15時00分まで、事務所において監査を実施した。

2. 監査の方法及びその内容

(1) 事務事業については、理事会に出席するほか、理事等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、関係書類の閲覧・確認等を行ない業務及び財産の状況を調査した。

決算については、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行ない、帳票類の適正、かつ正確性を調査した。

(2) 監査書類

- ・事業報告
- ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- ・財務諸表に対する注記
- ・その他業務執行に関する帳票類

3. 監査の結果

(1) 事業報告については、法令及び定款に従い、その内容は適正に執行が行なわれ、妥当であると認める。

(2) 理事の職務に関する行為は、法令及び定款に違反する事実はないと認める。

(3) 決算に係る収入・支出及び現金・預金に関する計算書類については、適正に表示され正確であると認める。

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター
理事長 小沢昌記様

平成31年4月16日

監事 菅原一志 

監事 鳩原秀輔 
